［略］			
第十九条第八号ヘ	［略］		
第二十一条の六	第四十五条の三第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の三第一項	［同上］
			［項を加える。］
第二十一条の七第四号イ	履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日	直前の基準日等	［同上］
			［項を加える。］
	当該算定日	当該基準日等	［同上］
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	履行保証金等合計額	［同上］
	当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約	履行保証人債務引受契約	［同上］
第二十一条の七第四号ロ	履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業	［同上］
	第五十九条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項	［同上］
	当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約	履行保証人債務引受契約	［同上］
			［項を加える。］
第二十一条の七第四号ハ	履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業	［同上］
	第五十九条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項	［同上］
	当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受額	履行保証人債務引受額	［同上］
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	履行保証金等合計額	［同上］
	当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	［同上］
			［項を加える。］